

予備試験 2016 年受験対策 超短期合格夏期講座ガイダンス

【6/25 (木) 開講予定】事例素材 論文基礎一気完成講義+答案の書き方確立ゼミ

Part1 学部在学中超短期合格 SummerFesta プレセミナー

Part2 〈科目別対策〉 短答&論文学習相談会



法

Theme

表現の自由の論じ方

【1人目】東京学芸大学卒業→東京大学文科Ⅲ類1年在学中の2014年に予備試験合格。担当科目は憲法・会社法。



法

Theme

差押えと相殺・債権譲渡と相殺

【2人目】東京大学法学部4年在学中の2014年に予備試験合格。担当科目は民法。



法

Theme

現住建造物等放火罪の建物の一体性

【3人目】一橋大学法学部3年在学中の2014年に予備試験合格。担当科目は行政法・刑法。



訴法

Theme

既判力の客観的範囲の基礎（作用の3場面の確認）

【4人目】東京大学法学部4年在学中の2014年に予備試験合格。担当科目は民事訴訟法・実務基礎科目（民事）。

★パワーポイントの画面をモニターに映しますのでご覧ください。



訴法

Theme

ごみ袋の領置（最二小決平 20.4.15 を素材に）

【5人目】東京大学法学部4年在学中の2014年に予備試験合格。担当科目は刑事訴訟法・実務基礎科目（刑事）。

★裏面に最二小決平 20.4.15 の事案と判旨があります。

最二小決平 20. 4. 15 の事案と判旨

1 原判決及びその是認する第 1 審判決の認定によれば、本件捜査経過等に係る事実関係は、以下のとおりである。

(1) 本件は、金品強取の目的で被害者を殺害して、キャッシュカード等を強取し、同カードを用いて現金自動預払機から多額の現金を窃取するなどした強盗殺人、窃盗、窃盗未遂の事案である。

(2) 平成 14 年 1 1 月、被害者が行方不明になったとしてその姉から警察に対し捜索願が出されたが、行方不明となった後に現金自動預払機により被害者の口座から多額の現金が引き出され、あるいは引き出されようとした際の防犯ビデオに写っていた人物が被害者とは別人であったことや、被害者宅から多量の血こんが発見されたことから、被害者が凶悪犯の被害に遭っている可能性があるとして捜査が進められた。

(3) 略

(4) また、警察官は、被告人及びその妻が自宅付近の公道上にあるごみ集積所に出したごみ袋を回収し、そのごみ袋の中身を警察署内において確認し、前記現金自動預払機の防犯ビデオに写っていた人物が着用していたものと類似するダウンベスト、腕時計等を発見し、これらを領置した。

(5) 略

2 所論は、警察官による(中略)ダウンベスト及び腕時計の各領置手続は、令状もなくその占有を取得し、プライバシーを侵害した違法な捜査手続であるから、前記鑑定書等には証拠能力がないのに、これらを証拠として採用した第 1 審の訴訟手続を是認した原判断は違法である旨主張する。

(中略)

ダウンベスト等の領置手続についてみると、被告人及びその妻は、これらを入れたごみ袋を不要物として公道上のごみ集積所に排出し、その占有を放棄していたものであって、排出されたごみについては、通常、そのまま収集されて他人にその内容が見られることはないという期待があるとしても、捜査の必要がある場合には、刑訴法 221 条により、これを遺留物として領置することができるというべきである。また、市区町村がその処理のためにこれを収集することが予定されているからといても、それは廃棄物の適正な処理のためのものであるから、これを遺留物として領置することが妨げられるものではない。